

日本がん検診・診断学会倫理委員会規定（定款施行細則第6号）

（2019年8月30日制定）

（設置）

第1条 本会に定款施行細則第X条の規定に基づき、日本がん検診・診断学会倫理委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 本委員会は、本学会の基礎的・臨床的研究などの利益相反・倫理に関する事項について審議し、理事会に報告する。

（組織）

第3条 委員長および委員は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

（委員）

第4条 本委員会は、委員長が招集し議長となる。
委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を要請し意見を求めることができる。
本委員会の審議経過および決定事項は、理事会および総会に報告する。

（改廃）

第5条 この規定の改廃は、本委員会の発議により理事会の承認を得なければならない。

附則 この規定は2019年8月30日から施行する。